

高石市社会資本個別施設計画 ～ 道路附属物（横断歩道橋） ～

令和4年3月
(令和7年9月 改訂)

高石市 土木部 土木管理課

目 次

0. 個別施設計画策定の目的

1. 対象施設

2. 計画期間

3. 対策の優先順位（補修計画の方針）

4. 道路附属物（横断歩道橋）の状態

5. 対策内容、実施時期

5.1 点検頻度

5.2 対策内容と実施時期

6. 対策費用

0. 個別施設計画策定の目的

全国の道路（国道および都道府県道）にある橋梁約 14 万橋の内、約 4 割は、高度成長期（1960 年代～1970 年代）に集中的に建設されており、老朽化等によるコンクリート部材のひびわれおよび剥離・剥落、鋼部材の腐食・亀裂等の損傷が顕在化している。損傷の発生は、交通事故の起因、補修工事による通行規制および交通止め、車両や人への第三者被害等、道路交通の安全性や経済性に多大な影響を及ぼすものである。

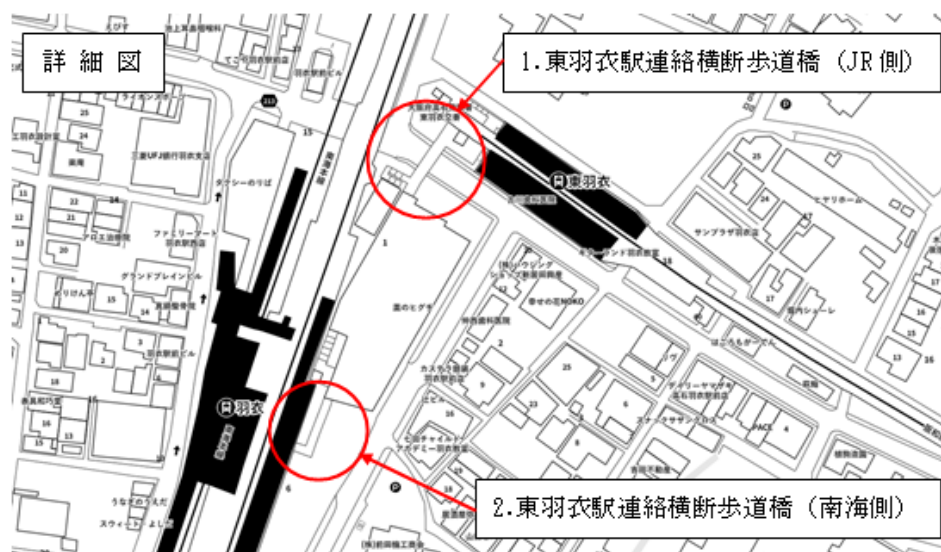
大阪府高石市が管理する道路附属物としての横断歩道橋は、令和 3 年度現在で 1 橋ある。現在横断歩道橋は新しく直ちに修繕が必要となるものではないが、今後、老朽化が進行すれば、更新にかかる財政的な負担が飛躍的に増大することが予想される。

このため、従来の事後的な修繕および架替えから、予防的な修繕および計画的な架替えへと転換を図り、長寿命化により、修繕や架替えに係る費用の縮減と平準化を図ることに加え、新技術等の活用の検討を行い、更なる費用の縮減や事業の効率化などに努めることを目的に道路附属物（横断歩道橋）の個別施設計画を策定するものである。

1. 対象施設

当該計画は本市の道路附属物（横断歩道橋）について定めたものである。本市の横断歩道橋数は１橋（令和３年４月１日現在）であり、諸元については下記表のとおりである。

施設名	路線名	道路種別	架設 年度 西暦	橋梁形式	所在地	橋長 (m)	径間 数	幅員 (m)	柵下～ 地表面 (河床) (m)	備考
東羽衣駅連絡横断歩道橋	市道東羽衣駅筋	市町村道	2019	鋼床版鈑橋	高石市東羽衣1丁目	52.22	5	3.8	4.8	渡り部(JR側)
						23.75		2.2		階段部(JR側)
						22.75	1	3.8	4.8	渡り部(南海側)



2. 計画期間

当該個別施設計画の計画期間は、5年とする。

3. 対策の優先順位（補修計画の方針）

令和3年度時点で横断歩道橋は1橋のみであるが、今後増加した場合、補修については、点検結果の損傷具合の判定を最優先事項とし、路線の重要性、交通量等を考慮し補修の優先順位を決定する。

4. 道路附属物（横断歩道橋）の状態

令和3年度に高石市が管理する道路附属物（横断歩道橋）の1橋（令和3年度時点）について、架設から2年目の点検を行った。

点検結果は、「大阪府歩道橋点検要領 平成 28 年 4 月 大阪府都市整備部」により算出した健全度（HI）に基づき、下表に示す判定区分で各橋梁を評価した。

表 4.1.1 府要領健全度から国要領判定区分への読み替え

大阪府要領	横断歩道橋定期点検要領（国土交通省）	
健全度（HI）	判定区分	定義
70 以上	I 健全	横断歩道橋の機能に支障が生じていない状態
50～69	II 予防保全段階	横断歩道橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
0～49	III 早期措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
緊急対策が必要な損傷	IV 緊急措置段階	横断歩道橋の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

また、歩道橋単位の総合判定区分は、以下の方針により算出した。

表 4.1.2 総合判定区分算出表

		下部工・支承・その他部材				
		I 健全	II 機能障害無	III 機能障害有	III 第3者被害 (小)	IV 第3者被害 (大)
（主要3部材） 上部工	I	I	I	II	III	IV
	II	II	II	II	III	IV
	III	III	III	III	III	IV
	IV	IV	IV	IV	IV	IV

【方針】

- 原則は、上部工主要3部材で決定
- 下部工等がⅡであっても機能障害がなければ（Ⅱ判定相当）、主要3部材で判定
- 下部工等に機能障害がある（Ⅲ判定相当）場合は、ⅠをⅡに引き上げ
- 下部工等に第3者被害の恐れ（軽微）がある場合は、Ⅰ、ⅡをⅢに引き上げ
- 下部工等に第3者被害の恐れ（重大）がある場合は、Ⅰ、Ⅱ、ⅢをⅣに引き上げ

点検

対象の

横断歩道橋は、令和元年8月竣工であり竣工後3年しか経過していない。したがって、全ての部材で損傷はなく、判定区分は「Ⅰ」である。

No	コード	施設名	総合評価	
			横断歩道橋定期点検要領 (国土交通省)	大阪府歩道橋点検要領 (大阪府都市整備部)
1	200010	東羽衣駅連絡横断歩道橋	Ⅰ	100

5. 対策内容、実施時期

5.1 点検頻度

点検については、道路法施行規則に従い、5年ごとに実施し、新設された横断歩道橋については、大阪府橋梁点検要領に基づき、架設から2年経過後に点検を実施する。

5.2 対策内容と実施時期

令和3年度に実施した点検について、判定の結果現状はⅠ（健全）であるため、Ⅱ（予防保全）以上となった際に対策を実施する。その他維持修繕が必要な場合は随時実施するものとする。

6. 対策費用

「5.2 対策内容と実施時期」の対策費用については、該当年度の予算成立をもって事業を実施する予定とする。

7. 今後の取り組み

令和12年度までに、実施する点検及び修繕工事において、新技術・新工法の活用を重点的に検討し、新技術採用工種の費用を約1割

程度縮減することを目標とします。

一方、集約化・撤去について検討を行った結果、現在高石市が管理する歩道橋は1橋のみであり、また、この歩道橋については、2つの鉄道会社の駅を結ぶ連絡橋であること、さらにはマンションや商業施設と一体となっていることから、集約化・撤去を行うことが困難であります。